

○まつもと市民芸術館条例

平成15年10月29日

条例第45号

改正 平成17年12月21日条例第195号

平成19年3月14日条例第7号

平成26年3月14日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、市民福祉の増進と市民自らが文化芸術を創造し、享受できる場を提供することにより、本市の文化芸術の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、まつもと市民芸術館（以下「市民芸術館」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 市民芸術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
まつもと市民芸術館	松本市深志3丁目10番1号

(指定管理者による管理)

第3条 市民芸術館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、文化芸術の振興を図るため必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民芸術館の利用の許可に関する業務
- (2) 市民芸術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 舞台芸術等の創造活動の普及、振興のため実施する事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民芸術館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間等)

第5条 市民芸術館の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館日 通年

(2) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑になるおそれがあると認められるとき。

(4) 第15条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不適當と認めるとき。

(利用の申請及び許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、第6条各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可をしないことができる。

2 指定管理者は、施設等の利用の許可をするときは、市民芸術館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の停止等)

第9条 指定管理者は、第7条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は施設等の利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害に対しては、指定管理者はその責を負わない。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不適當と認めたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、市民芸術館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金等)

第11条 利用者は、第7条の許可を受けたときに施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の承認等)

第12条 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げるものと認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(1) 他の類似施設等の利用料金に比較して著しく均衡を失うものでないこと。

(2) 第4条に規定する業務を適切に運営するために必要な費用に照らし、妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

3 市長は、前項の規定により利用料金の承認をしたときは、速やかに承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第1項の規定により利用料金を定めたときは、速やかに市民芸術館において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(行為の禁止)

第15条 利用者は、指定管理者の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等の原状を変更すること。

(2) 指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。

- (3) 物品の販売その他これに類すること。
- (4) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が不適當と認めること。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条の規定により利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等)

第17条 利用者等は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第2項の規定は、利用者等が前項の義務を履行しない場合に準用する。

(廃止)

第18条 市民芸術館を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(平成16年規則第3号で平成16年3月16日から施行)

(準備行為)

- 2 施設等を利用する利用者への許可に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年12月21日条例第195号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のまつもと市民芸術館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月14日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金で施行日以後に支払うものから適用し、施行日以後の利用に係る利用料金で施行日前に支払うもの及び施行日前の利用に係る利用料金で施行日以後に支払うものについては、なお従前の例による。

別表第1（第12条関係）

施設

(1) 主ホール及び小ホール

利用区分			午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
			8：30～12：30	13：00～17：00	18：00～22：00	8：30～17：00	13：00～22：00	8：30～22：00
主ホール	Aタイプ	平日	円 30,850	円 43,200	円 52,450	円 70,340	円 90,860	円 113,850
		休日等	40,110	56,160	68,190	91,450	118,130	148,010
	Bタイプ	平日	27,970	39,180	47,520	63,790	82,360	103,200
		休日等	36,300	50,910	61,810	82,840	107,080	134,110
	Cタイプ	平日	23,340	32,700	39,800	53,230	68,870	86,250
		休日	30,440	42,580	51,730	69,360	89,590	112,200

	等		0	0	0	0	7 0
Dタイプ	平日	2 0, 5 7 0	2 8, 8 0	3 4, 9 7	4 6, 9 0	6 0, 5 8	7 5, 9 0
			0	0	0	0	0
	休日 等	2 6, 7 4 0	3 7, 4 4	4 5, 4 6	6 0, 9 7	7 8, 7 5	9 8, 6 7
Eタイプ	平日	1 9, 4 4 0	2 7, 1 5	3 3, 0 1	4 4, 2 6	5 7, 1 5	7 1, 6 4
			0	0	0	0	0
	休日 等	2 5, 2 0 0	3 5, 3 8	4 2, 9 9	5 7, 5 5	7 4, 4 5	9 3, 2 1
Fタイプ	平日	1 6, 5 6 0	2 3, 1 4	2 8, 1 8	3 7, 7 1	4 8, 7 5	6 1, 0 9
			0	0	0	0	0
	休日 等	2 1, 4 9 0	3 0, 1 3	3 6, 6 1	4 9, 0 3	6 3, 4 0	7 9, 4 0
Gタイプ	平日	1 5, 6 3 0	2 1, 9 0	2 6, 6 4	3 5, 6 5	4 6, 1 1	5 7, 7 5
			0	0	0	0	0
	休日 等	2 0, 3 6 0	2 8, 5 9	3 4, 6 6	4 6, 5 0	6 0, 0 8	7 5, 2 4
Hタイプ	平日	1 2, 8 5 0	1 8, 0 0	2 1, 8 0	2 9, 3 0	3 7, 8 1	4 7, 3 8
			0	0	0	0	0
	休日 等	1 6, 6 6 0	2 3, 3 4	2 8, 3 8	3 8, 0 0	4 9, 1 3	6 1, 5 4
実験劇場	平日	1 2, 8 5 0	1 8, 0 0	2 1, 8 0	2 9, 3 0	3 7, 8 1	4 7, 3 8
			0	0	0	0	0
	休日 等	1 6, 6 6 0	2 3, 3 4	2 8, 3 8	3 8, 0 0	4 9, 1 3	6 1, 5 4
小ホール	平日	4, 1 1 0	5, 7 6 0	6, 9 9 0	9, 3 7 0	1 2, 1 1	1 5, 1 7
						0	0
	休日 等	5, 3 4 0	7, 4 0 0	9, 0 5 0	1 2, 1 0	1 5, 6 2	1 9, 6 1
					0	0	0

備考

- 1 表中に規定する「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないで施設を利用する場合で営業のために利用するときの利用料金は、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収して施設を利用するときの利用料金は、次のとおりとする。この場合において、入場料等の金額に複数の区分があるときは、入場料等の最高金額を当該入場料等とする。

入場料等の金額	利用料金
1,000円以下	当該区分に定める額の100分の130に相当する額
1,000円超～3,000円以下	当該区分に定める額の100分の160に相当する額
3,000円超～5,000円以下	当該区分に定める額の100分の190に相当する額
5,000円超	当該区分に定める額の100分の230に相当する額

- 4 専ら練習、準備又は撤収のために利用するときの料金は、当該区分に定める額（前2項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の70に相当する額とする。
- 5 開館時間内に、利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰上げ時間1時間につき、許可を受けた当該区分に定める額（第2項又は第3項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。
- 6 開館時間以外に利用する場合の利用料金は、1時間につき、その利用が3時から8時30分までのときは午前の、22時から翌日の3時までのときは夜間の、それぞれの区分に定める額（第2項又は第3項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。
- 7 前5項の規定により算出した額（施設を複数利用する場合は当該利用料金の合計額）に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 附属施設

利用区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	8:30～1	13:00～	18:00～	8:30～	13:00	8:30～

		2 : 3 0	1 7 : 0 0	2 2 : 0 0	1 7 : 0 0	~ 2 2 : 0 0	2 2 : 0 0
主 ホ ー ル	小楽屋（大 1室）	円 1, 2 3 0	円 1, 7 4 0	円 2, 0 5 0	円 2, 8 2 0	円 3, 6 0 0	円 4, 5 1 0
	小楽屋応接室	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	小楽屋（小 1室）	1, 0 2 0	1, 4 4 0	1, 7 4 0	2, 3 3 0	3, 0 2 0	3, 7 8 0
	中楽屋（1室）	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	大楽屋（1室）	2, 5 7 0	3, 6 0 0	4, 4 2 0	5, 8 6 0	7, 6 1 0	9, 5 3 0
	スタッフ室	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	メイク・ウィ ッグ室	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	衣装室	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	染色室	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
	シャワー室	1, 0 2 0	1, 4 4 0	1, 7 4 0	2, 3 3 0	3, 0 2 0	3, 7 8 0
小 ホ ー ル	小楽屋（1室）	1, 0 2 0	1, 4 4 0	1, 7 4 0	2, 3 3 0	3, 0 2 0	3, 7 8 0
	大楽屋（1室）	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
そ の 他 の 施 設	大リハーサル の室	3, 6 0 0	5, 0 4 0	6, 1 7 0	8, 2 0 0	10, 6 4 0	13, 3 2 0
	中リハーサル の室	2, 5 7 0	3, 6 0 0	4, 4 2 0	5, 8 6 0	7, 6 1 0	9, 5 3 0
	控室	1, 0 2 0	1, 4 4 0	1, 7 4 0	2, 3 3 0	3, 0 2 0	3, 7 8 0
	会議室	2, 0 5 0	2, 8 8 0	3, 4 9 0	4, 6 8 0	6, 0 5 0	7, 5 7 0
	スタジオ	2, 5 7 0	3, 6 0 0	4, 4 2 0	5, 8 6 0	7, 6 1 0	9, 5 3 0
	造形スタジオ	2, 0 5 0	2, 8 8 0	3, 4 9 0	4, 6 8 0	6, 0 5 0	7, 5 7 0
	AVスタジオ	1, 5 4 0	2, 1 6 0	2, 6 7 0	3, 5 1 0	4, 5 8 0	5, 7 3 0
スペース貸切 （1m ² 当た		1 0 0	1 0 0	1 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0

り)						
----	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 開館時間内に、利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰上げ時間 1 時間につき、許可を受けた当該区分に定める額の 1 時間当たりの額の 1 0 0 分の 1 2 0 に相当する額とする。
- 2 開館時間以外に利用する場合の利用料金は、1 時間につき、その利用が 3 時から 8 時 3 0 分までのときは午前の、2 2 時から翌日の 3 時までのときは夜間の、それぞれの区分に定める額の 1 時間当たりの額の 1 0 0 分の 1 2 0 に相当する額とする。
- 3 その他の施設を営業のために利用するときの利用料金は、当該区分に定める額の 1 0 0 分の 1 6 0 に相当する額とする。
- 4 前 3 項の規定により算出した額(附属施設を複数利用する場合は当該利用料金の合計額)に 1 0 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 駐車場

車種	利用区分	金額
普通自動車及び軽自動車		円
	1 日 (1 回)	1 台 5 1 0
	月の初日から当該月の末日まで	1 台 1 0, 8 0 0

備考 1 日とは、午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時までをいう。

別表第 2 (第 1 2 条関係)

冷暖房

区分		単位	金額
主ホール	Aタイプ	1 時間	円 6, 4 8 0
	Bタイプ		5, 8 6 0
	Cタイプ		4, 9 3 0
	Dタイプ		4, 3 2 0
	Eタイプ		4, 1 1 0
	Fタイプ		3, 4 9 0
	Gタイプ		3, 2 9 0
	Hタイプ		2, 6 7 0

	実験劇場		1, 3 3 0
小ホール			8 2 0

別表第 3 （第 1 2 条関係）

附属設備

区分	金額
附属設備を利用する場合	市長が別に定める額